

令和 8 年度 予算 概算 決定
計画・海業政策課関係事業

- ① 公共事業の概要
- ② 非公共事業の概要

令和 7 年 12 月
水産庁

① 公共事業の概要

水産基盤整備事業

令和8年度水産基盤整備事業概算決定のポイント

水産基盤整備事業（公共）

令和8年度予算概算決定

738億円（対前年比101.0%）

令和7年度補正予算

339億円

うち、国土強靭化対策※ : 291億円
うち、TPP等関連対策 : 48億円

※「第1次国土強靭化実施中期計画」に係る予算

関連対策（非公共）として、以下を確保

漁港機能増進事業 令和8年度予算概算決定 1億円
令和7年度補正予算 17億円

海業振興支援事業 令和8年度予算概算決定 3億円
令和7年度補正予算 3億円

令和3年度 水産基盤整備事業の概要①

(1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

流通拠点漁港等の機能強化

【課題】

- ・新たな操業体制の構築に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・国内水産物市場の縮小と水産物への世界的な需要の高まり
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大



【対応】

- ・漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進
- ・陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備
- ・産地市場等の集出荷機能や製冰施設等の準備機能等の再編・集約

○ 大型漁船に対応した大水深岸壁

○ 高度衛生管理型荷さばき所

○ 集出荷機能や準備機能等の再編・集約



養殖生産拠点の整備

【課題】

- ・不安定な水産資源の漁獲
- ・養殖水産物の国内外での需要の高まり
- ・魚種や規模等に応じた養殖水面及び陸揚・流通機能等の確保



【対応】

- ・沖合における静穏水域の創出による養殖場等の大規模化
- ・漁港内外水域における養殖業の推進のための水質・水深の確保
- ・養殖生産の効率化に資する漁港施設の整備



○ 漁港水域の養殖への活用のための環境整備

○ 養殖のための静穏水域の創出

○ 環境整備



○ 養殖生産の効率化に向けた陸揚機能の強化

令和3年度 水産基盤整備事業の概要②

(2) 持続可能な漁業生産体制の確保対策

漁場生産力の強化

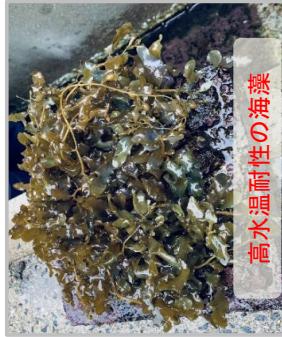
【課題】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・海水温の上昇等に伴う漁場の衰退、魚種の変化・分布拡大等の環境変化

【対応】

- ・海洋環境の変動を踏まえた漁場整備

- 魚種変化にに対応した漁場整備
(暖海性魚類を対象とした魚礁整備)
- 藻場の造成
(植生水深の確保のための藻場礁の整備)



【課題】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化
- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による維持・更新費用の増大

【対応】

- ・国土強靭化実施中期計画(令和7年6月閣議決定)を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策

(3) 漁村の活性化と漁港利用促進対策

海業の振興にも資する漁港・漁村の環境整備

【課題】

- ・漁港と地域資源を最大限に活用するための漁港環境の更なる改善
- ・多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村環境

【対応】

- ・海業振興に資する漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備
- ・浮桟橋の整備等による就労環境の改善



- 漁港の利用促進に向けた用地の区画整理、整地

- 漁業活動の軽労化のための浮桟橋の整備



漁業地域の国土強靭化対策

○ 岸壁の耐震化



○ 津波、越波を防ぐための嵩上げ



○ 老朽化した岸壁の長寿命化を図るためのエプロン打ち直し



令和8年度水産基盤整備事業概算決定の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R7年度 予算額	R8年度 予算額	対前年比
水産基盤整備事業	73,091	73,829	101.0%
直轄特定漁港漁場整備事業	17,028	17,497	102.8%
うちフロンティア漁場整備事業	1,470	1,581	107.6%
うち直轄漁港整備事業	15,558	15,916	102.3%
水産物供給基盤整備	30,156	30,011	99.5%
水産流通基盤整備事業	11,616	11,325	97.5%
水産物供給基盤機能保全事業	14,430	14,742	102.2%
漁港施設機能強化事業	4,110	3,944	96.0%
水産資源環境整備	21,891	22,424	102.4%
水産環境整備事業	12,321	12,567	102.0%
水産生産基盤整備事業	9,570	9,857	103.0%
漁村総合整備	1,417	1,318	93.0%
水産基盤整備調査（直轄・補助）	516	516	100.0%
作業船整備費	13	13	100.0%
後進地域補助率差額	2,070	2,050	99.0%

※計数は四捨五入によつていてるので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

漁港水域を活用した養殖生産拠点の形成（拡充）

- 漁港内の水域を活用した養殖拠点の形成を図るために、水域及び陸域において養殖環境の確保に必要な整備をパッケージで支援する。

＜現状と課題＞

- 水産資源の漁獲が不安定な中、計画的・安定的に生産される養殖業の推進が求められている。
- これまで「養殖業成長産業化推進基盤整備事業」により、養殖適地となる漁場を確保するとともに、陸域における施設整備を一体的に支援してきたが、天然の養殖地が飽和状態にある現状において、漁港外での新たな養殖適地の創出が高コストとなるなど、養殖業の全国展開に課題を残している。
- このような中、大規模ではなくても低コストかつ短期間に取組に着手できる養殖事業が求められている。このことについては、機能再編等により活用可能な静穏域を確保しやすい漁港内での養殖展開が合理的であり、漁港外での大規模養殖と両輪で展開を図ることが有効である。
- ただし、漁港内での養殖においては、水深・水質の確保、漁船漁業者との利用調整等の課題がある。

＜今後の対応＞

- 漁港内の水域を活用した養殖拠点の形成を推進するため、既存のメニューに加えて、個別課題に対応するためのメニューを拡充し、パッケージで支援する。

＜拡充の内容＞

- 「養殖業成長産業化推進基盤整備事業」において、「漁港養殖拠点形成対策」を設け、漁港水域を活用した養殖の展開に必要な対策をパッケージで支援する。
※ただし、整備に当たっては、「第1種及び第2種漁港については年間養殖生産量300トン以上又は年間養殖生産量500トン以上、第3種及び第4種漁港については年間養殖生産量1.5億円以上、第3種及び第4種漁港については年間養殖生産量500トン以上又は年間養殖生産量2.5億円以上」等の要件を全て満たす場合に限る。
- 事業主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1／2等）

＜漁港内の水域を活用した養殖の展開に向けた個別課題

（1）水深・水質の確保

- ・必要水深の確保
- ・閉鎖的水域における水質悪化



（2）漁船漁業との利用調整

- ・陸域における養殖用作業施設の不足
- ・養殖用の漁具と漁船等との接触や事故等を防止するための操業区域の可視化

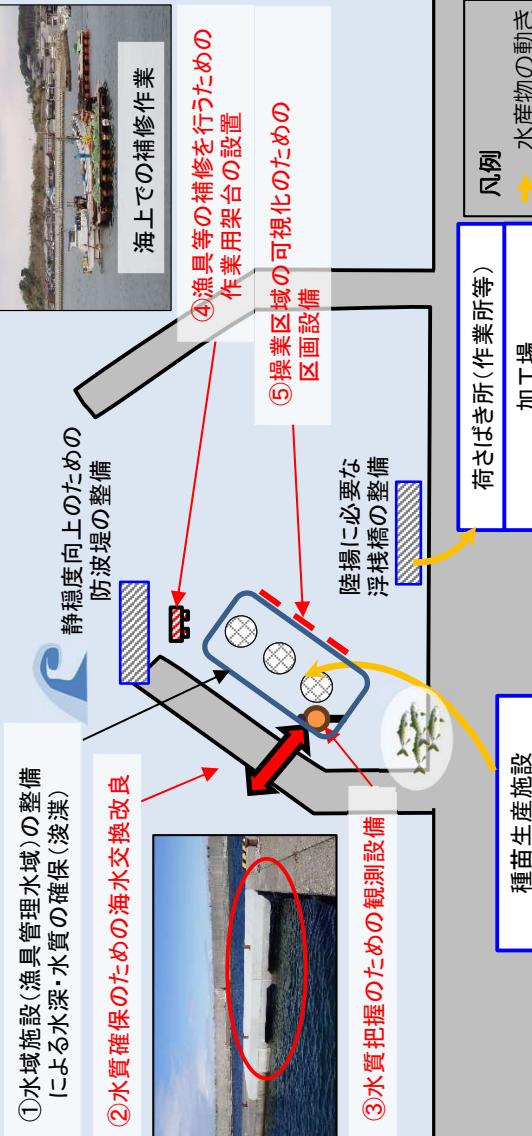


- ①水域施設の整備による水深・水質の確保
- ②水質確保のための海水交換改良
- ③水質確保のための観測設備の設置

- ④漁具等の補修や資機材の仮置きを行うための作業用架台の設置
- ⑤港内における操業区域を識別するための区画設備の整備



＜漁港の水域を活用した養殖の展開イメージ＞



海洋環境の変化に対応した藻場造成を基幹とした漁業生産力の強化（拡充）

- 海洋環境の変化による海洋生態系の変化を踏まえ、種苗生産施設の対象に、環境の変化に適応した海藻及び魚種を追加し、一次生産の基盤となる藻場を確保するとともに、漁業生産力を強化する。

＜現状と課題＞

- 海洋環境の変化による海水温上昇等の影響により、水産生物の産卵場や育成場として重要な藻場が急激に衰退（磯焼け）。更に、これまで優占した四季藻場（周年型）から南方系で高水温耐性の春藻場に遷移し、魚種にも変化が見られている。
- このような中、現行の磯焼け対策は、ハード・ソフト対策の連携により藻場・干潟の回復を図る「藻場・干潟温耐性種」に基づき実施しているものの、食害対策が中心であることから、水産庁では令和6年に「海水温上昇等に対応した藻場造成手法ガイドライン」を策定し、高水温耐性種の導入や効率的な種苗生産体制の構築についても促進する方針を打ち出したところである。
- このため、今後の漁場整備については、海洋環境の変化に適切に対応できるように、高水温耐性の藻場造成を推進するとともに、このような藻場が生息場となる環境変化に適応した魚種（環境適応魚種）についても増産を図る必要がある。
- 他方、高水温耐性種の効率的な展開には、種苗生産体制の強化が不可欠であるが、現行制度では「水産環境整備マスターープラン」又は養殖用の対象種に係る種苗生産施設が補助対象となつているものの、漁場を構成する藻場等については、その目的の違い（非食用等）から対象外となつていた。

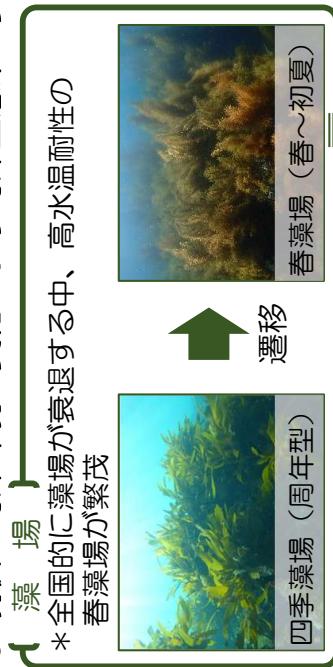
＜今後の対応＞

- 種苗生産施設の対象に、海洋環境の変化を踏まえた藻場造成に資する海藻種や、海洋環境の変化に適応した魚種を追加し、漁場の変化に順応した漁業生産力の強化を図る。

＜拡充の内容＞

- 種苗生産施設の整備を可能とする事業に、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」における「環境変動対策」を追加。
※ただし、整備に当たっては、「気候変動の影響を受けていることが明らかな海域であること」の他4要件全てを満たす場合に限る。
- 実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

○ 現状：海洋環境の変化により海洋生態系が変化



○ 拡充：種苗生産施設の対象拡大



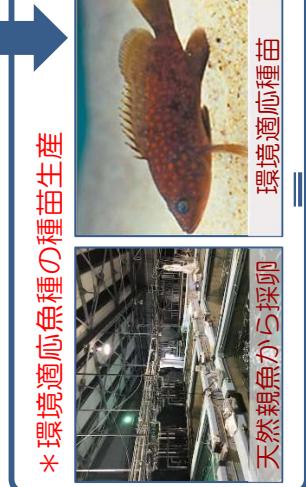
○ 拡充：種苗生産施設への実用化と取組の連携



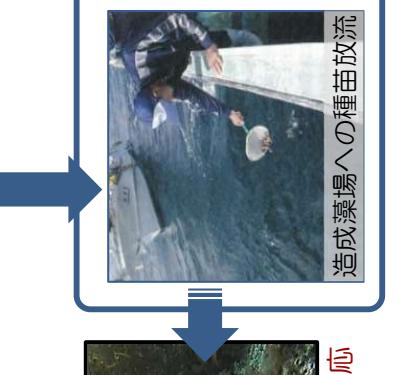
○ 現状：海洋環境の変化により海洋生態系が変化



○ 現状：環境の変化による種苗生産



○ 拡充：種苗生産施設への実用化と取組の連携



沖合の漁場生産力を高めるマウンド礁の機能強化（拡充）

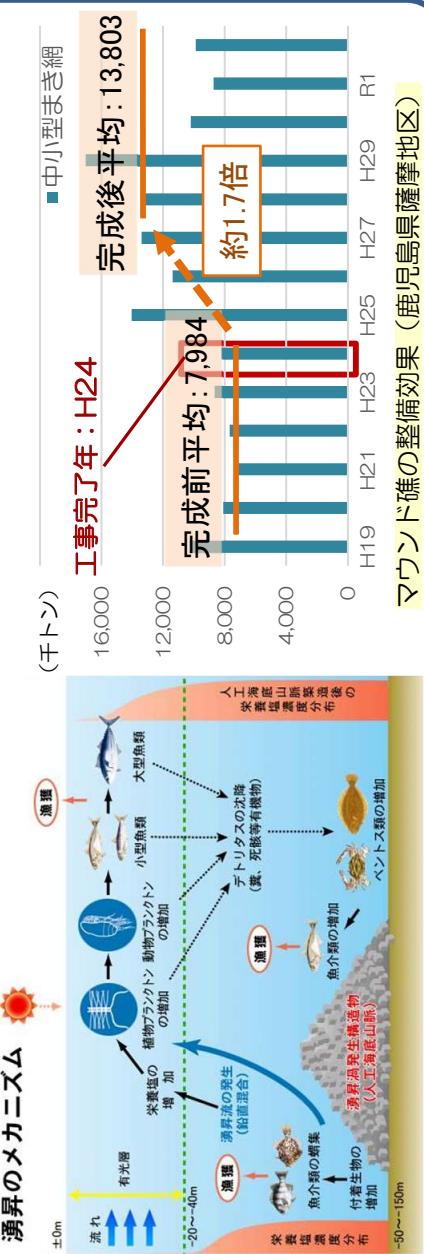
- 沖合における漁場生産力を高めるため、既設のマウンド礁を改良（延伸等）する場合の事業費要件の見直しを図り、水産資源の増大に資する効率的かつ効果的な対策を推進する。

＜現状と課題＞

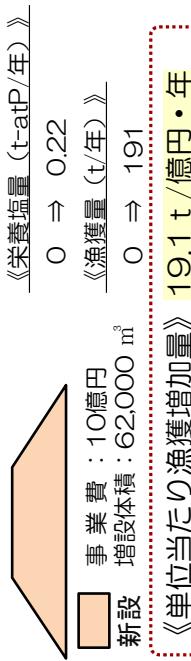
- 全国の海面漁業生産量のうち、6割強（令和5年）を占める沖合漁業の漁獲対象として重要な、アジ・サバ・マサバ・マイワシ等の水産資源の増大させたため、食物連鎖を通じた水産資源の増殖や生息の場となる。
- マウンド礁の整備は、昨今の沖合における海洋環境や海洋生態系の変化に応じて、施設の形状や規模等を最適化していくことが必要である。
- 他方で、マウンド礁整備の採択要件は10億円超と事業規模が大きいが、海洋環境の変化等に対応するための施設の延伸等は、新設と比べて事業規模が小さくなることから、同要件を満たさないことが多く、施設の最適化による機能強化に向けて課題となっている。

【マウンド礁について】

- ・ 底層の豊富な栄養塩を光の届く有光層に供給することで、海域の基礎生産力（プランクトン等）を増大させ、マアジ・マサバ・マイワシ等の水産資源の増殖を図る。
- ・ 魚礁としての機能も併せ持ち、食物連鎖を通じた水産資源の増殖や生息の場となる。

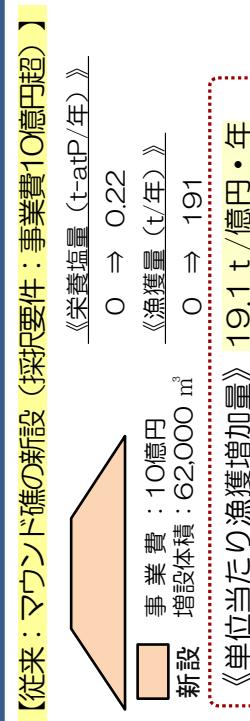


【從来：マウンド礁の新設（採択要件：事業費10億円超）】



マウンド礁の整備イメージと効果の試算結果

*これまでには、一定の整備効果が見込まれる採択要件（事業費10億円超）を満たすマウンド礁の新設により沖合漁場を整備。



マウンド礁の整備イメージと効果の試算結果

*今後は、情勢の変化を踏まえた既存マウンド礁の改良により効率的な施設整備を実施。これにより沖合の漁場生産力の強化を図る。

＜今後の対応＞

- 既設マウンド礁の改良（延伸等）する場合の採択要件を見直し、資源増大に資する効率的かつ効果的な対策を推進する。

＜拡充の内容＞

- 既設マウンド礁を改良（延伸等）する場合の採択要件を魚礁及び増殖場と同様に取り扱う。（下限額：3億円超）※ただし、新設を含めた複数の形状や条件を対象に比較検討した上で、投資効果が最大であることが確認されたものに限る。
- 実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

持続的な漁港機能の確保に向けた一元的な土砂処分の推進（拡充）

- 個々の事業主体による航路浚渫等で発生する土砂について、一元的かつ効率的な処分を可能とし、持続的に漁港機能を確保する。

＜現状と課題＞

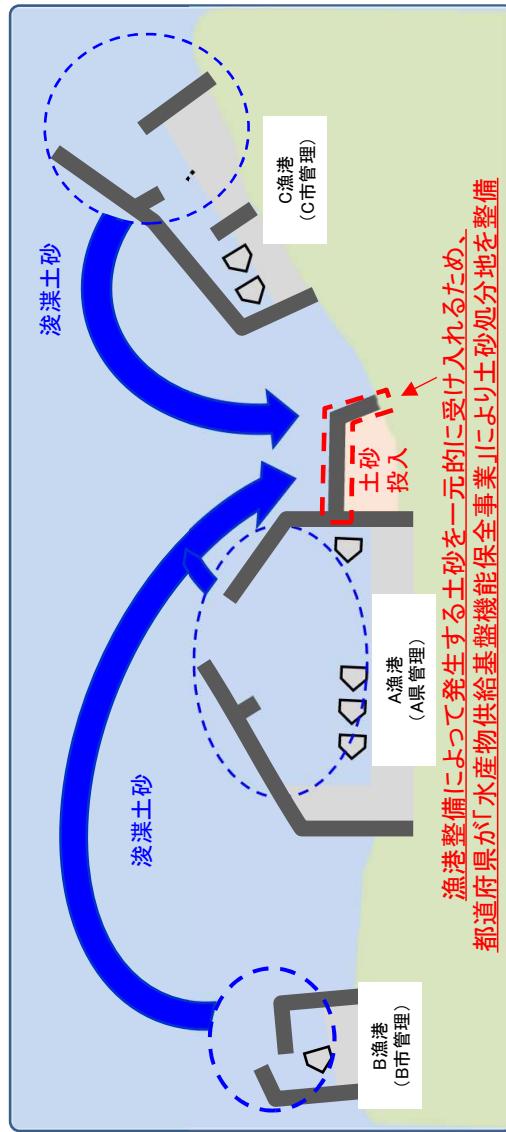
- 漁船の安全航行を確保し、航路・泊地等に堆積した土砂の浚渫は不可欠である。

- このため、各漁港管理者が浚渫を実施し、個々に土砂処分を行っているが、大量の土砂を単独で処分することは困難である。そのため、処分できてもコストが高くなるケースがある。

＜今後の対応＞

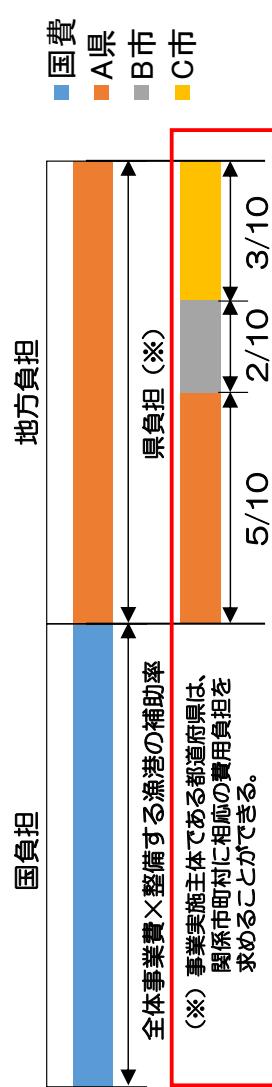
- 従来、各事業主体が土砂処分のために個別に確保していた土砂処分地について、複数の漁港から発生する土砂を一元的に処分することを目的に都道府県が整備することを可能。

＜複数漁港間ににおける土砂処分のイメージ＞



費用負担のイメージ

漁港	管理者	投入土量(計画)	備考
A漁港	A県	50,000m ³	事業主体
B漁港	B市	20,000m ³	
C漁港	C市	30,000m ³	



＜拡充の内容＞

- 「水産物供給基盤機能保全事業」において、同一の都道府県内の複数漁港で発生する土砂を一元的に受け入れる処分地の整備についても補助対象化する。

なお、本事業の要件は以下のとおり。

- ①水産基盤整備事業により浚渫工事を行う漁港から発生する土砂を受け入れるものであること。

- ②関係する地方公共団体において、共同で土砂処分を行うための計画（協定書を含む。）を作成し、投入土量や費用負担等について合意を得たものであること。

○事業主体：都道府県

○補助率：既存事業と同様（1／2等）

② 非公共事業の概要

〔 漁港機能増進事業
　　海業振興支援事業 〕

漁港機能増進事業

令和8年度予算概算決定額 100百万円（前年度 150百万円）
〔令和7年度補正予算額 1,650百万円〕

＜事業目標＞

- 事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100%〔令和8年度まで〕）
- 事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了5年後：100%〔令和8年度まで〕）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 省力化・整労化事業
2. 漁港ストックの利用適正化事業
- ① 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地、漁業由来の廃棄物や漁業活動中に回収されるプラスチック等を保管、一次処理するための必要な施設等
- ② 漁港の有効活用促進のための防波堤朝通り、岸壁改良、用地舗装等
- ③ 漁港の利用促進に向けた漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備

3. 安全対策向上・強靭化事業

- 防波堤嵩上げ、荷さき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去等

4. 資源管理・流通高度化事業

- 岸壁、荷さき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設等

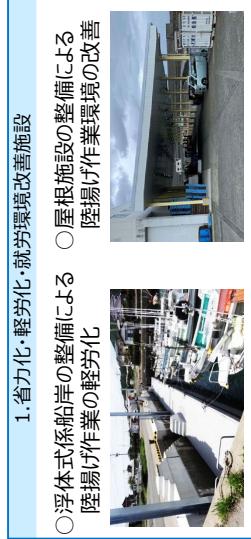
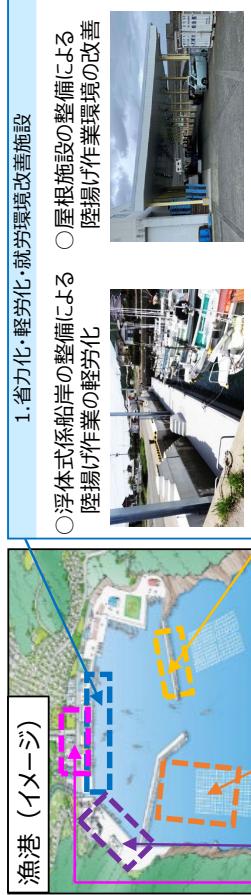
5. 漁港インフラのグリーン化事業

- 漁港内のCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー関係施設、係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場等

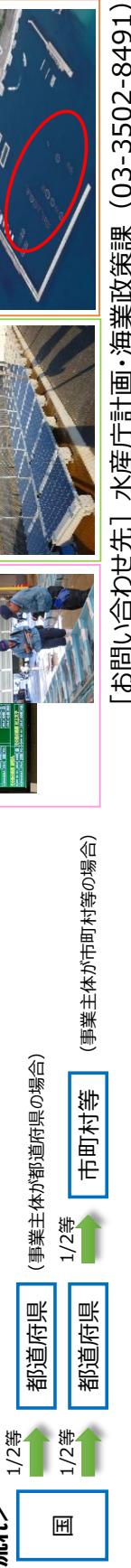
6. 漁業の操業形態の転換・養殖転換事業

- 魚港の機能再編のための施設、再生可能エネルギー関係施設によるCO2排出削減

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



〔お問い合わせ先〕 水産庁計画・海業政策課 (03-3502-8491)

海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげます。



海業振興支援事業

令和8年度予算概算決定額 250百万円（前年度 275百万円）
〔令和7年度補正予算額 302百万円〕

＜対策のポイント＞
地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁業管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、地域において海業に一歩を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁業管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

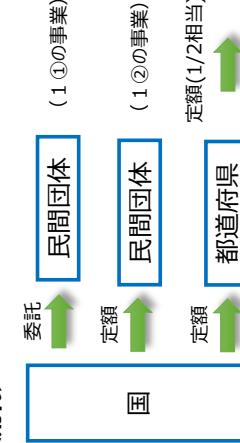
2. 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を中心とした海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。
※ぎょしょく：魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体制的に繋げる考え方

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一歩を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すための調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 海業振興支援事業

海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を
推進するため

1 ① 海業推進調査事業

漁港管理者（地方公共団体）

漁港管理者、漁業者・専門家等による調査、計画検討



水産物の消費増進に向けた
朝市での実証

2 海業取組促進事業

モデル形成により横展開を図り、
活用推進計画策定を推進するため

1 ② 海業立ち上げ支援事業

漁港施設用地を使った
取組の実証（漁業体験）

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

〔※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくなるための事業。※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。〕

（2の事業）